

# 「栃木県カーボンニュートラル実現条例」

## 制定しました。

【令和5（2023）年4月1日施行】

地球温暖化による気候変動の影響は、私たちの生活に及んでいます。  
この影響はさらに深刻化すると予測され、地球温暖化を食い止めるには、今、行動を起こす必要があります。  
そこで、県は、オールとちぎで取り組んでいく行動などを条例に決めました。

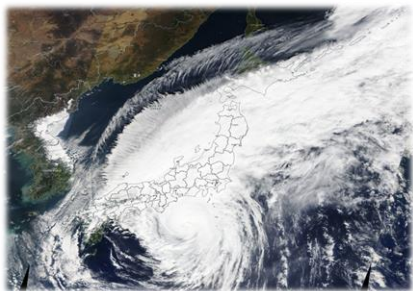


ニュートラくん  
カーボンニュートラル実現リーダー

### 条例制定の背景

「未来のとちぎ」はどうかっちゃうの～！？

#### 既に発生している気候変動の影響



大規模な台風の発生



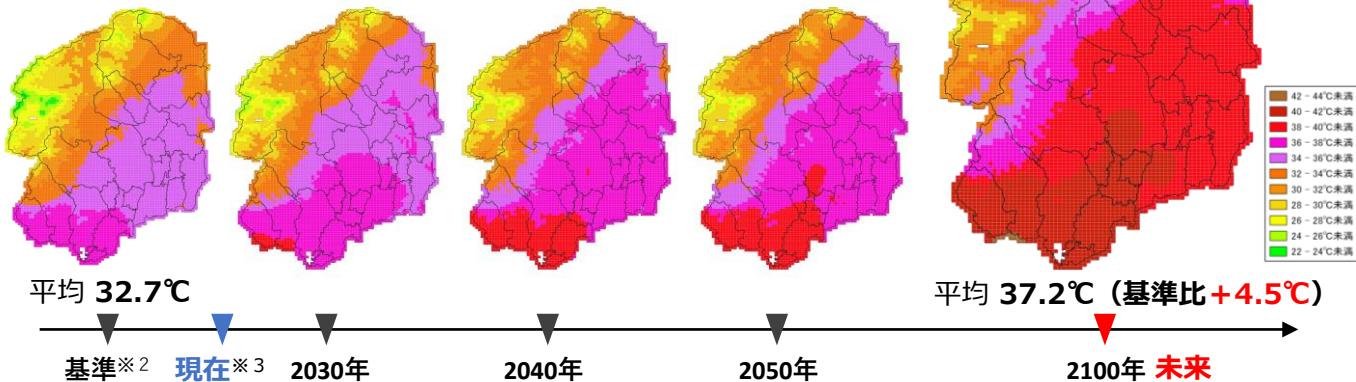
熱中症リスクの増加



農作物の品質低下 など

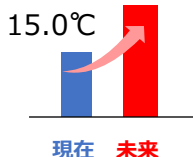
#### 「未来のとちぎ」の天気予報※1

##### 日最高気温



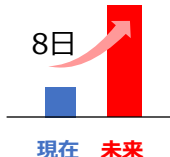
##### 年平均気温

17.5～18℃



##### 猛暑日※4の年間日数

約1ヶ月



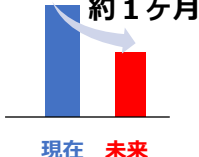
##### 熱帯夜※5の年間日数

約1～1.5ヶ月



##### 冬日※6の年間日数

45日

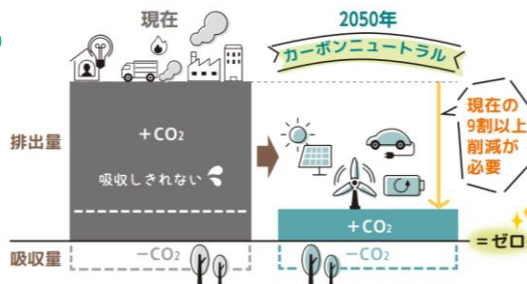


※1 国立環境研究所のデータを基に県が算定  
(有効な対策を講じない場合)  
※2 1980～1999年の平均値  
※3 2020年値  
※4 日最高気温35℃以上  
※5 日最低気温25℃以上  
※6 日最低気温0℃未満

#### 地球温暖化を防ぐには

地球温暖化を食い止めるには、事業活動や日常生活などに伴い排出される温室効果ガスを、森林が吸収できる量まで減らす必要があります。

温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡  
=カーボンニュートラル



一人ひとりの行動が、「未来のとちぎ」を変えていきます。

# 「栃木県カーボンニュートラル実現条例」の概要

## 1. 基本理念 (第3条)

- 2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指し、県・事業者・県民が密接に連携すること

## 2. 責務 (第4～6条)

### 事業者・県民 (第5、6条)

- カーボンニュートラルの実現に関する取組の自主的かつ積極的な実施
- 県等が実施する施策への協力



## 3. 県の施策 (第8～14条)

- 再エネ利用の促進、産業の創出及び育成、吸収量の増加等に関する施策の実施
- 県庁の率先的な取組の実施（県有施設への省エネ導入・再エネ利用、公用車の電動車導入等）
- 環境教育・学習の推進、カーボンニュートラルの実現に関して優れた取組を行った者の顕彰

## 4. 具体的な取組 (第15条～第28条)

### 温室効果ガスの排出量を減らす取組

#### 事業活動で (第15～18条)

- 温室効果ガスの排出量の見える化
- 排出量がより少ない方法による製品の製造
- 製品製造やサービス提供に伴う排出量の公表

#### 日常生活で (第19～21条)

- 電気・ガスの明細のチェック（エネルギー使用量の把握）
- 照明のLED化や省エネ家電への交換
- 環境に優しい物品・サービスの選択



#### 建物を建てる時 (第22条)

- 窓や壁の断熱化
- 太陽光発電設備の設置



#### 出かけるとき (第23、24条)

- 公共交通機関や自転車の利用
- 電気自動車の選択



#### ゴミやフロン類は (第25、26条)

- プラスチックごみのリサイクル
- 代替フロンを使わない製品の選択

### 温室効果ガスの吸収量を増やす取組

#### 吸収量を増やすために (第27、28条)

- 県産木材の積極的な利用
- 建物や敷地の緑化

### ポイント!

#### より豊かな暮らしに

カーボンニュートラルは我慢ではなく、生活の質の向上や健康に役立ちます。

例えば、住宅の高断熱化は、光熱水費の削減やヒートショックを回避しやすい効果もあります。



### ポイント!

#### 木を使うと吸収量が増える?

温室効果ガスの吸収量を増やすには、森林資源の循環的な利用が有効です。

材木として使うために木を切り、温室効果ガスをより多く吸収する新しい木を植えれば、吸収量を増やせます。



### 問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 栃木県環境森林部気候変動対策課  
電話 028-623-3186 FAX 028-623-3259  
Email:kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp

条文はこちら

